

月報

7 月号

発行所

青丘文庫

編集・発行★韓 哲 暻

〒654 神戸市須磨区須磨寺町4-3-1

メゾンド青丘ビル2階

TEL(078)734-5989 FAX 735-0660

在日朝鮮人運動史研究会 第一四七回例会

(一九九二年九月二三日)

兵庫県初期朝鮮人の労働運動

堀内 稔

ここでの初期とは、朝鮮人の日本への渡航が本格化した一九一〇年代後半から、本格的な民族的労働団体として神戸朝鮮労働同盟会が結成される一九二五年三月までをさす。この時期の官憲資料の朝鮮人の記述はそう多くない。また在日朝鮮人の数がそれほど多くなく、朝鮮人労働者の問題もまだ社会的問題として認識されていなかったためであろう。そこで、主に『神戸新聞』と『神戸又新日報』の記事を中心に、可能な限りこの時期の朝鮮人の労働運動を跡づけてみた。とくに一九二五年の神戸朝鮮労働同盟会がどのような人々によって結成されたのかの解明も、一つの視点とした。また、その前史として「併合」前の朝鮮人労働者の存在にも言及した。報告は、その前史として「併合前」の山陰鉄道工事に従事した朝鮮人労働者と神戸市内における朝鮮船売りの実態を述べた後、一九一〇年代後半から朝鮮人労働者が急増した状況を紡績女工（攝津紡績明石工場、福島紡績飾磨工場、姫路の日出紡績、大日本紡績明石工場）や神戸の臨浜理立て地の自由労働者の具体例をあげて紹介した。

一九一八年の米騒動では「市内（神戸）市内在留の多数朝鮮人労働者が今回の騒動中に混り込んで」おり「検挙された者の内にも少なからず発見された」事実、あるいは一九二一年の川崎・三菱造船所の大争議に朝鮮人が参加していた事実が検挙された人名で確認できるなど、日本人の大きな社会運動に朝鮮人も加わっている。これらが後の朝鮮人の社会運動にも影響を与えたことは、容易に推測できる。

一方自然発生的な労働争議も、在兵庫の朝鮮人労働者の数の増加とともに増えていった。福島紡績飾磨工場では一九一七年七月と翌一八年三月に女工のストが起こっているが、発端は帰国の許可をめぐる処置だったという。また大日本紡績明石工場では一九二〇年6月に妊娠中の朝鮮女工を殴って流

産させてことが発端となりストがおこり、一九二二年4月日出紡績でもささいな言葉の行違いから騒擾状態になっている。これらの争議の発端はいろいろであるが、日本人との差別待遇、日本人の差別感情が背景となっていることは否定できない。武庫川改修工事の朝鮮人労働者と日本人とのトラブル、姫路高等学校地均し入夫のスト（一九二二年七月）なども、こうした日本人の差別感情、待遇がもたらしたものである。こうした労働争議は、一九二〇年代に入ってからそれまでの好況から一転して不況に変わった状況で増えつづける。朝鮮人の失業者も増加し、何らかの相互扶助の組織の必要性を訴える声が高まった。その結果、朝鮮人留学生および労働者間の相互連絡と救済および生活の向上を図ることを目的に、一九二〇年五月に朝鮮労働済進会が設立された。

済進会では、八月に東京苦学生同友会の講演会を開催するが、これが契機となって同友会の活動に合同する派と反対派に分裂し、会長をはじめとする幹部排斥にまで発展する。九月の革新総会で新会長、新役員が選出されるが、その後の活動に目立ったものがないまま翌二二年六月に神戸朝鮮労働会へと移行する。

労友会は、済進会が「労働者のみで実力がなかった」とし、理事に日本人の牧師や県・市の役人、実業家などの「有力者」を揃えた。教育活動に力を入れ、市との共同で日本語を教授する夜学を開設、一定程度活動が続けた。二三年にはメーデーに個人参加するなどの動きをみせるが、一九二四年の段階では中心人物が帰国したことからは有名無実化した。

神戸朝鮮労働同盟会の設立と関係が深いと思われるのは、大阪に拠点をもつ関西朝鮮人三一青年会である。三一青年会の中心人物が神戸朝鮮労働同盟会の会長に就くからである。

この三一青年会は、一九二四年一月に神戸で日本労働総同盟や水平社の同人応援を得て植民地解放の講演会を開催した。講演会そのものは開会の辞から終わりまで中止の連続で、幹部四名が検束されるなど混乱のうちに終わったが、こうした運動がバネになって神戸朝鮮労働同盟会設立へと結果していったのではないかと推測される。

「1920年代の極東ロシアにおける朝鮮民族運動の分化過程」特に李東輝の活動を中心に――

李 卓

十月革命いらい極東ロシアでの李東輝の活動を中心にして、彼の主導した韓人社会党及び高麗共産党をはじめとする主な関連団体の分析を通し、1920年代極東ロシアにおける朝鮮民族運動の実体とその性格の一端を説明することが、本報告の目的である。特に李東輝という人物を取り上げたのは、当時彼はこの地域を代表する指導者であり、朝鮮民族解放運動においても象徴的な存在として、この時期の運動史を理解するには鍵となるためである。十月革命以来シベリアでの急激な情勢変化にともなった外部条件の成熟と、運動内側の自主的要求の結びは、この地域の朝鮮民族運動のイデオロギ的分化過程を促進させた。李東輝が中心となつて、1918年四月沿海州のハバロフスクで結成された韓人社会党と、これを1921年五月上海で再組織した高麗共産党の場合、このような実例がよりあきらかに現れている。これらの団体はポリシェビキと不可分の提携関係を模索しながら、日帝から民族解放を勝ち取るための抗日武装闘争と東アジアへの革命伝播という二つの任務を持った過渡的性格の求心機構として役割をはたしていたと見られる。ところが極東ソ連の成立と同時に高麗共産党はコミンテルンによつて解散され、この地域の朝鮮人の抗日武装勢力は独自の活動基盤がなくなつたのである。小規模のバルチザン活動は、赤軍との共同作戦ないし革命宣伝という名目の下に散発的につづけられたが、このような動きさえ1925年1月の日、ロ基本条約の締結以後には完全に禁じられたのである。その後ソ連領内の朝鮮人の

抗日武装勢力は、運動の主権を満州の武装団体に譲り渡し、かわりに背後基地の確保という次元で、沿海州における朝鮮人の民族自治問題を提起するようになったのである。

一方、極東ロシアにおける朝鮮民族運動の分化に関する研究方向は、主に朝鮮共産主義運動の起源問題の解明という課題とつながつて進められた。スカラーピノ、李庭植、金俊、金昌順、徐大肅の研究成果を代表的なものとして挙げられる。およそ研究上の共通の問題点を一つあげると、運動主体の派閥争いにもなつた否定的側面の解明に注意を集中させたいと思われる。このような接近方法と分析視角は、おそらく研究の中心材料として使つた日本官憲文章の内容をそれぞれの事実の把握だけでなく、視点までそのまま取入れた結果だろう。もちろん、初年の朝鮮共産主義運動において指導者間の激しい派閥争いは、否定できない事実であつたと言えるが、度を越す認識の偏向性は必ず克服しなければならぬ課題だと認める。それに、研究の対象時期もだいたい一九二二年十二月の極東ソ連の成立までに限つたので、その後朝鮮民族運動の流れについては目を引かなかつたのである。したがつて、本報告では先学たちの研究成果をもとにして、従来見落したいくつかの課題のみを説明しようとする。まず、ポリシェビキ革命以来極東ロシアにおける朝鮮人民運動の分化過程をあきらかにするための手がかりとして韓人社会党の構成や民族解放運動にかんする理論を取扱う。次に高麗共産党両派の組織体系と、レーニン政府の東アジア革命資金六〇万ルーブリの処分内訳や同党の解體経緯を検討する。つづいて、極東ソ連の成立以後の朝鮮人バルチザンの行方とコミンテルン極東総局下のコル・ピュロと赤旗団の実体をあきらかにし、沿海州における朝鮮人の民族自治問題を含めて晩年の李東輝の軌跡を追つてみるように論旨を進めて行きたい。

A. J. ブラウン資料に見られる朝鮮キリスト教学校の葛藤

A. J. ブラウン(1856~1945)はアメリカ長老派教会の宣教師で、同派の海外伝道局総務に就任(1995)、アジアの教育伝道に尽力した。A. J. ブラウン資料には朝鮮在住の宣教師とブラウンの往復書簡が中心として収められている。が、それ以外にも、朝鮮総督府外事局長の小松緑との往復書簡、総督府系の新聞「ソウル プレス」の関連記事等が収められており、105人事件のあった1911年~3・1独立運動の1919年までの資料が収められている。本報告は、私立学校令(1911)の私立学校規則を改正した、改正私立学校規則(1915)を公布した総督府とキリスト教諸学校との葛藤を1918年までの資料を用いて明らかにするものである。

天皇制に基づく日本政府はキリスト教をイデオロギーの敵とみなしていた。教育においてすでにかんりの大衆的基盤を得ていたキリスト教諸勢力を押え込むのが、総督府の課題であった。日本とは異なりミッション系の学校は中等教育のみならず初等教育にも浸透していた。総督府は改正私立学校規則を公布、私立学校の設置は総督府の認可を受けることと教科課程内での宗教教育の禁止を定めた。さらにそれに続いて、校内での宗教教育、宗教儀式の禁止も指示した。すでに設置されている学校には10年が猶予期間として与えられたが、これにより、キリスト教学校の存在とキリスト教宣教の存立自体が脅かされることになったのである。

これに反対すべく、宣教会連合会が決議文を発表(1915)、かつての聖書教育の自由を確約したことに反することと、日本では私立学校の宗教教育が許されていることなどを指摘した。ブラウンは、宣教師が私立学校を運営しているのはキリスト教布教のためであり、政府の圧力に屈することなく、猶予期間中に政府と交渉し、成功を収めなければ閉校するという立場に立った。ブラウンは小松緑を交渉相手に書簡を交換する。小松は政府の宗教不干渉と、宗教の行政(教育)不干渉を主張、米仏を含む文明諸国の公論とした。ブラウンはこれに対し、小松が挙げた米仏の教育事情を事実でもって反論することで私立学校における宗教教育の自由を認めるよう求めている。またブラウンは、当局が宣教師は日本の朝鮮統治に反対しているのではないかという疑念を晴らすため、「ロシアによって朝鮮が統治されるより日本によって統治されるほうがずっと良いし、朝鮮自らが統治するよりはるかに良い」と述べるに留まらず、アメリカの独立戦争ならびに独立記念日は、朝鮮の独立を想起させる可能性があるとし、教えるのを控えるよう宣教師に指示、日本の統治を積極的に肯定している。日本では文部省訓令第12号(1899)により宗教教育が禁じられたが、その後、さまざまな交渉を経て無実化された経験を明治学院の井深樞之助が宣教師に進言しているのが資料に見られる。しかし朝鮮では日本より弾圧は厳しく、長老派系の聖恩中学校、保聖女子学校などが閉校した。これに対し監理教は、課外、校外での宗教教育は禁じられていないとし、総督府の方針に従って存続を計った。宣教会連合会の申し合わせを破り、培材学堂が最初の認可学校となった。一時的に培材学堂には、猶予期間で宗教教育が許された旧学校と宗教教育がなされない新学校が併存したのである。このような動向を見て、長老派の学校の中にも学生募集と進学面の有利さから認可申請を計画するものが出現したが、3・1独立運動が新局面を切り開くことになったのである。

以上看取してきたように、この資料は、第一次朝鮮教育令と第二次朝鮮教育令の間隙を埋める宣教師ならびにキリスト教学校の動向を明らかにするものであると言える。

新図書案内

中国基督教史	楊 森富	台湾商務印書館	419P
알렌의 宣敎와 近代韓美外交	閔 庚培	연세대학교 출판부	439P
조선 중안 년간 1990	조선중앙통신사	평양	
北朝鮮 その衝撃の実像	朝鮮日報	東京 講談社	1991年 534P
한국근현대사학회 주요논문대계 [제1~4권]	서울	전태일노동자로 연구실	
日帝下の韓国基督教民族信仰運動史	閔 庚培	ソウル 大韓基督敎會	1991年
한국근현대사학회 주요논문대계 [제5~40권]	서울	전태일 노동자연구실	
실제말 조선사회와 민족해방운동	한국 근현대사	일송정	
三均主義研究論集 第12輯	河 相領	//	三均学会 1992年
素昂先生文集 [上, 下]	三均 学会	//	// 1979年
革命、そして革命	エドガースノー	東京 朝日新聞	1972年
アジアの戦争—日中戦争の記録	//	//	筑摩書房 1989年
キリスト敎年鑑 1992年版	//	//	キリスト新聞社 1992年
梁柱三總理師著作全集 [1] 伝記	韓国監理敎會史学会	ソウル 宗教監理敎會	
// [2] 神学、説敎	//	//	//
// [3] 歴史、評論	//	//	//
// [4] 報告文他	//	//	//
// [5] 書報集、他	//	//	//

研究会御案内

- 合同研究会 1992年10月11日 [日]
- 1部 朝鮮民族運動史研究会 第118回例会
 時 間 午後1時～3時
 報告者 嶋田 恭子氏
 テーマ 「中国人作家巴金と在中国朝鮮人友人
 (柳林、柳窰、柳子明、鄭華光、沈茹秋、
 たちアナキスト) について」
- 2部 在日朝鮮人運動史研究会 第148回例会
 時 間 午後3時半～5時半
 報告者 松田 利彦氏
 テーマ 「戦前期の在日朝鮮人の選挙権行使を巡って」

- 日、韓キリスト敎史研究会 第27回例会
 日 時 1992年10月31日 [土] 午後2時
 報告者 飛田 雄一氏、梁 寿龍氏、藤岡 羊子氏
 テーマ 韓国キリスト敎の歴史Ⅱの8章—3 [飛田]
 // —4の1, 2 [梁]
 // —4の3, 4 [藤岡]

※場所はいづれも青丘文庫にて